

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 石綿飛散防止対策強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 大気環境係 電話番号：058-272-1111(内2988)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,894 千円 (前年度予算額： 2,952 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,952	0	0	0	0	0	0	0	2,952
要求額	2,894	0	0	0	0	0	0	0	2,894
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

石綿含有建材の不適切な除去や、不適切な事前調査により石綿含有建材が把握されず石綿飛散防止措置が講じられないまま工事が進行することにより、周辺に石綿が飛散する事例が確認されている。

令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、また、災害時に備えた資機材の確保により、県民の石綿ばく露による健康被害を未然防止するため石綿飛散防止対策の強化を図る。

(2) 事業内容

【除去作業現場への立入指導】

石綿含有成形板等の除去作業現場への立入検査を県事務所等が実施する。

【法改正等の普及啓発】

改正法及び災害時における石綿飛散防止対策を周知するため、解体工事業者、建築物等の管理者を対象とした研修会等を開催するとともに、災害時に備え、ホームページやチラシを通じて、県民への石綿に関する情報の普及啓発を行う。

【災害時の応急対応に必要な資機材の確保】

災害時に応急対応を行うための職員用保護具、養生シート及びブルーシート等の資機材を確保

災害時に心算対心を行うための職員用保護具、養生シート及びロープ等の資機材を確保するとともに、災害時に救護活動に携わるボランティアや住民等に配布する防じんマスクを確保する。

【講習会等の受講】

県事務所職員において、平常時の監視指導や災害時の迅速な応急対応に必要な知識取得のための講習を受講するとともに、災害時における市町村、関係機関との連携強化を目的とした研修会等を開催する。

【環境モニタリングの実施】

石綿含有成形板等の除去作業現場周辺の石綿濃度のモニタリングを実施し、平常時におけるアスベスト飛散防止対策を強化する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10

(4) 類似事業の有無

石綿測定機器整備費：石綿飛散防止に対する監視体制の強化に向けて、県自ら検査可能な体制の構築のため、電子顕微鏡を新たに導入するもの。

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	32	講師謝金
旅費	297	会議、講習会等旅費
需用費	1,471	アスベスト用資材、燃料費
委託料	855	アスベストモニタリング
負担金	239	講習会参加料
合計	2,894	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

令和3年4月に大気汚染防止法が改正され、規制が強化された。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

○改正法等の周知

研修会の開催等により、改正法をはじめ法遵守等に関する周知徹底を図る。

○除去作業現場への立入指導

石綿含有成形板等の除去作業現場への立入検査を実施し、法令遵守を徹底することで、アスベストの飛散防止に努める。

○環境モニタリングの実施

石綿含有成形板等の除去作業現場周辺の石綿濃度のモニタリングを実施し、必要な指導を行うことにより、県民の石綿ばく露の未然防止を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R6年度 目標	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
①研修会参加者数	—	40名	40名	40名	延べ120名 (R6～8)	

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	石綿含有成形板等の除去作業現場への立入調査を実施した。 また、除去作業現場周辺の石綿濃度のモニタリングを実施した。
	指標① 目標：100% 実績：100% 達成率：100%
令和5年度	令和7年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 2	<p>○除去作業現場への立入指導 大気汚染防止法に基づき作業基準等が遵守されない場合、アスベストの飛散につながる恐れがあることから、立入調査を行い、遵守状況の確認及び指導を行う必要がある。</p> <p>○環境モニタリングの実施 県による環境モニタリングの実施により、除去等作業における石綿飛散の有無について速やかに把握することができ、県民の石綿ばく露防止のため迅速な対応を行うことができる。</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	<p>除去作業現場への立入調査等や必要な指導を行い、法令遵守を徹底することにより、アスベストの飛散防止、及び、県民のアスベストばく露の未然防止を図る。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	<p>石綿含有成形板等が使用された建築物等の解体等作業現場について、これまで各建築事務所からの情報提供に基づき、現場立入を実施しているところ、令和4年度からは国が新たに導入した電子システムへの報告情報に基づき、現場立入の対象を選定することができるようになった。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 ○除去作業現場への立入指導 大気汚染防止法が改正され、すべての石綿含有建材が規制の対象となることについての事業者に対する周知徹底及び指導の強化が必要である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ○除去作業現場への立入指導 引き続き、石綿含有成形板等の除去作業現場に県事務所等が立入検査を実施し、法令遵守の徹底指導を行う。 ○環境モニタリングの実施 石綿の飛散が確認された場合には公表するとともに、県民の石綿ばく露防止のための迅速な対応により、県民の不安解消及び環境汚染の未然防止に努める。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	<p>【〇〇課】</p>
------------------------------------	--------------

組み合わせで実施する理由
や期待する効果 など

--